

さいたま市地区防災計画策定の手引き

さいたま市

平成 28 年 6 月

目 次

はじめに	1
地区防災計画策定の目的・地区防災計画の策定主体	2

第1編 地区防災計画編

1 計画づくりの進め方	3
2 調査の進め方	4
3 災害時の活動体制	6
4 活動体制の検証訓練例	10

第2編 地区防災計画（マンション編）

1 地区防災計画（マンション編）の進め方	11
2 調査の進め方	12
3 災害時の活動体制	14
4 活動体制の検証訓練例	26

第3編 共通編

1 日頃の備え	27
2 住民・事業所アンケート	30
3 今後の活動プログラム	31

はじめに

さいたま市では、平成27年3月に「さいたま市地域防災計画」を見直したことに伴い、自主防災組織による「地区防災計画」の策定を推進することといたしました。

これまで、国レベルの総合的かつ長期的な計画の「防災基本計画」と、都道府県及び市町村が「地域防災計画」を定め、それぞれのレベルで防災活動を行ってきたところです。

しかしながら、東日本大震災以降、災害被害を最小限にするため、「自助」、「共助」及び「公助」における取組みの重要性が強く認識されました。その教訓を踏まえて、災害対策基本法では、「自助」及び「共助」に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

本市では、平成27年度に「大成町二丁目自治会自主防災会（大宮区）」、「S4-Tower 自主防災会（中央区）」をモデルとして選定し、自主防災組織みずから地域の実情にあった「地区防災計画」を作成していただいたところです。

この度、モデル地区における経験を踏まえて、市内の各自主防災組織において「地区防災計画」の策定を進めていただくための「さいたま市地区防災計画策定の手引き」をまとめました。

今後、各自主防災組織における計画づくりを支援してまいりますので、「地区防災計画」作成の取組みについて、御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

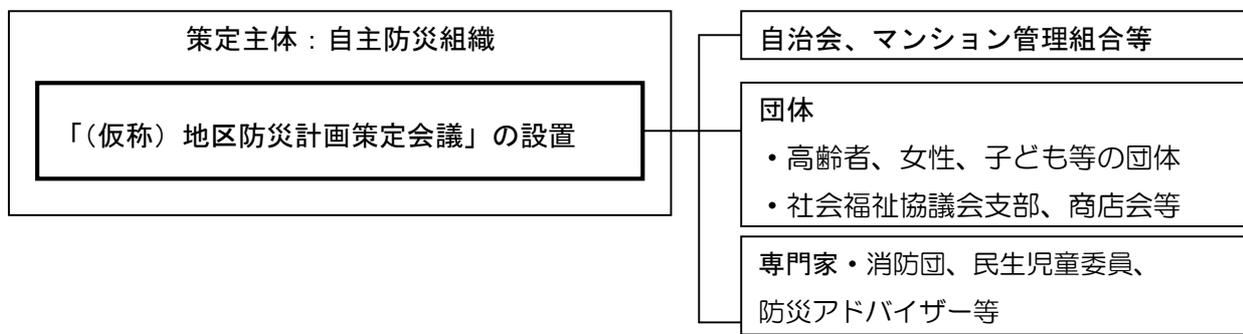
◆ 地区防災計画策定の目的

- ・地震や風水害に備え、日頃から防災活動を進めるために策定します。
- ・地震や風水害が起きた時に、地域住民がお互いに助け合い、行動するため、避難場所運営委員会との連携を図るため、地域住民・マンション住民と行政が連携して行動するために策定します。

◆ 地区防災計画の策定主体

- ・策定主体は自主防災組織です。計画策定にあたっては、高齢者・女性・子どもの組織等の団体、消防団、防災アドバイザー等の専門家、地域活動に関わるメンバーで「(仮称)地区防災計画策定会議」の組織を設置し、協議により策定します。

図：地区防災計画策定体制



① 居住者に関する組織は、「管理組合」と「自治会」があります。(右図参照)

ア.「管理組合」

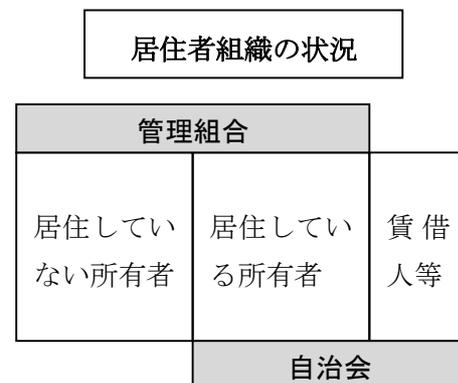
管理組合は、区分所有法で「すべての分譲マンションは、区分所有者全員によって団体（管理組合）を構成すること」と、設立が義務づけられ、共用部分の維持管理は、区分所有者全員が共同で行います。

イ.「自治会」

設立も加入も任意であり、建物の所有者でなくても加入することができ、賃貸住宅がある場合に設置するケースが多いようです。

② 分譲マンションの場合は管理組合、賃貸マンションの場合は自治会が主体となって作成することが考えられます。

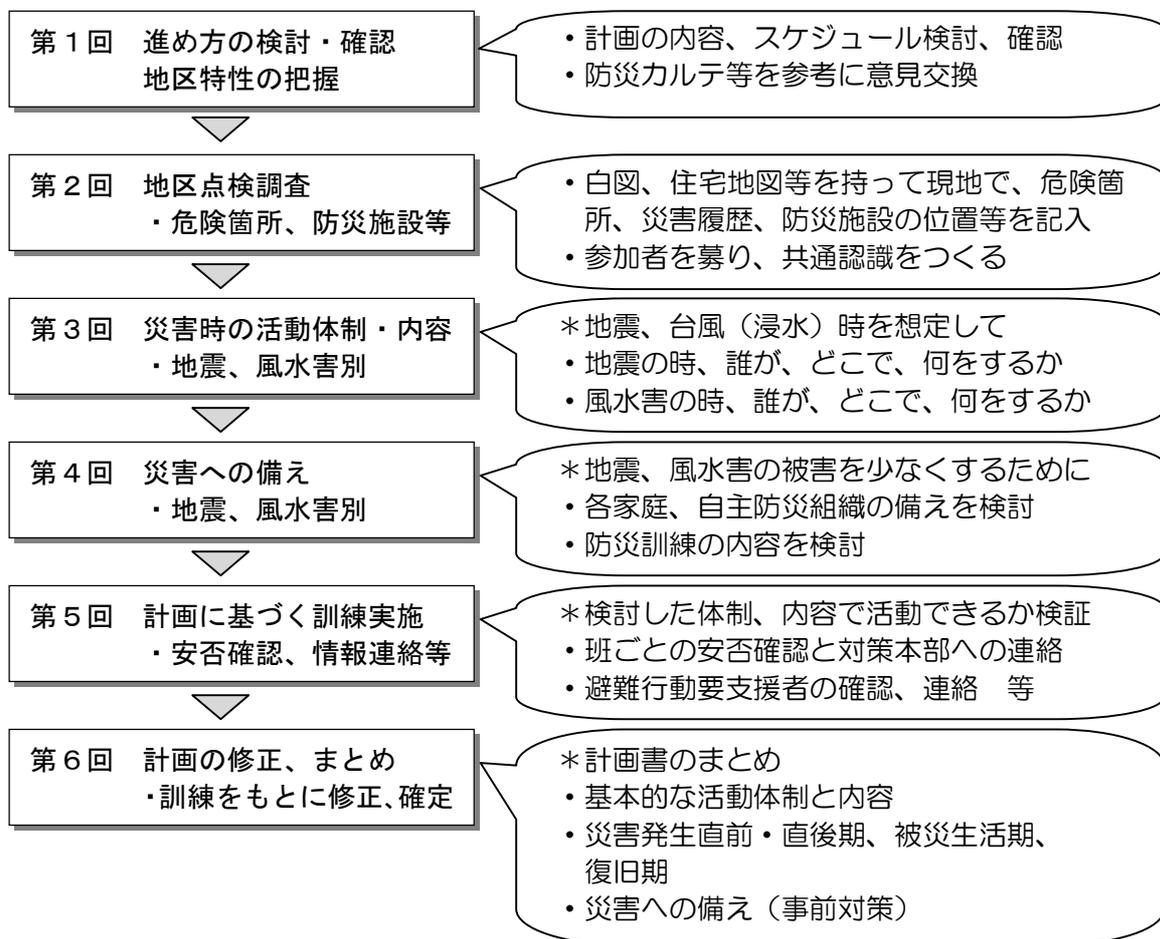
③ 策定組織は、管理会社や建物管理者（賃貸の場合）と協力する体制（会議への参加、役割分担の検討等）をつくります。



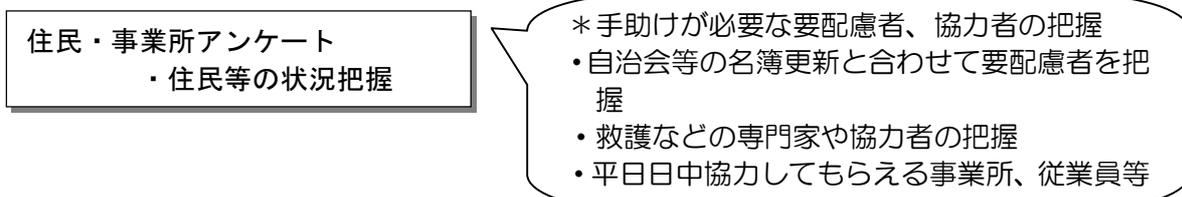
第1編 地区防災計画編

1 計画づくりの進め方

- ・概ね6回の会議等で計画づくりを進めます。
- ・まず、防災カルテや洪水ハザードマップ等の資料を参考に現地を歩いて、地区の現状、問題点を把握します。
- ・地震や台風等の災害時に、地区にどんなことが起きるかを想定し、自主防災組織がどのような体制で、何をするかを検討します。
- ・検討した体制、活動内容で行動できるか実証する訓練を行います。
- ・訓練の結果をもとに、活動体制、内容に修正を加え、災害への事前の備えも検討し、地区防災計画としてまとめます。
- ・「住民・事業所アンケート」の実施を検討し、計画内容を充実します。



【できればやっておきたいこと】



2 調査の進め方

(1) 地区特性の把握

- ・防災カルテや洪水ハザードマップなど市で作成している資料をもとに、皆さんの住む地区特性を把握します。例えば、「古い木造建物が多く、大地震の時、倒壊や火災が発生しやすい」、「台風の時浸水しやすい」など・・・。

(2) 地区点検調査

1) 地区点検とは？

- ・地区点検は、地区の環境をもっと知るために、住民自身が実際に歩きながら地区の危険箇所や防災施設等の状況をチェックする作業です。
- ・災害時には地区を自分たちの手で守ることが重要です。地区点検の作業を通じて、地区の防災環境の共通認識をつくります。

2) 作業手順

- ・地区点検は地区防災計画策定会議が中心になって、さまざまな世代や分野、性別の人たちと協力し合い進める必要があります。

<全体で>

- ①次頁の地図①～③ごとにグループをつくります。
- ②各グループのチェック項目を分担します。
- ③点検する箇所やルート、集合時間・集合場所を確認します。

<各グループで>

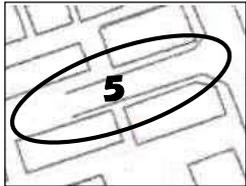
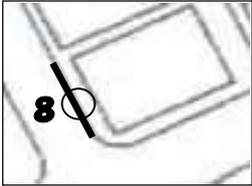
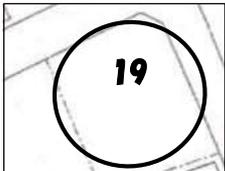
- ④グループごとに地図を片手に地区を歩きます。
 - ⑤歩きながらチェック項目を地図に記していきます。
- ※地図には表に従って、点検した場所と内容がわかるように、1～20までの番号を記入しましょう。
- ※防災施設等の状況（15～20）は、防災施設等の現況図があれば、確認します。
- ⑥チェック後、集会所等に参集します。

<全体で>

- ⑦各グループの成果を地図に整理し、3枚の防災マップを作成します。
- ※地図には次頁のチェック項目に従って、点検した場所と内容がわかるように、1～20までの番号を記入しましょう。
- ※全体で各グループの成果を確認し、気づいたことがあれば補足しましょう。
- ⑧防災マップが完成したら、住民の皆さんを招き、報告会をします。

■地区を歩きながら、地図に、以下のことをチェックして下さい。

◎チェック項目は、地区の特性にあった項目を検討し、随時、加えて下さい。

		チェック項目
地図 1	<p>(1)危険な箇所</p> <p>該当する場所を示して、番号を記入</p>  <p>記入例</p>	1. 崩れそうなブロック塀・石塀・万年塀
		2. 倒れそうな看板
		3. 崩れそうな崖、よう壁
		4. 空家、空き地となっている場所
		5. 行き止まり道路
		6. 浸水する場所
		7. その他（内容を記入：路上駐車、放置自転車の多い場所等）
地図 2	<p>(2)垣・柵・よう壁の状況</p> <p>該当する位置に線を引き、番号を記入</p>  <p>記入例</p>	8. ブロック塀：5段以上は○
		9. 生け垣
		10. ネットフェンス
		11. 万年塀
		12. 石塀
		13. よう壁：おおむね2m以上は○ （背の高さ）
		14. その他（板塀など）
地図 3	<p>(3)防災施設等の状況</p> <p>該当する場所を示して、番号を記入</p>  <p>記入例</p>	15. 消火栓の位置
		16. 防火水槽の位置
		17. 災害時に利用できそうな井戸の位置
		18. 防災備品の設置場所（防災倉庫など内容を記入）
		19. 災害時に一時的な避難や安否確認に利用できそうな場所（公園、農地、空き地、駐車場など）
		20. その他（内容を記入）

3 災害時の活動体制

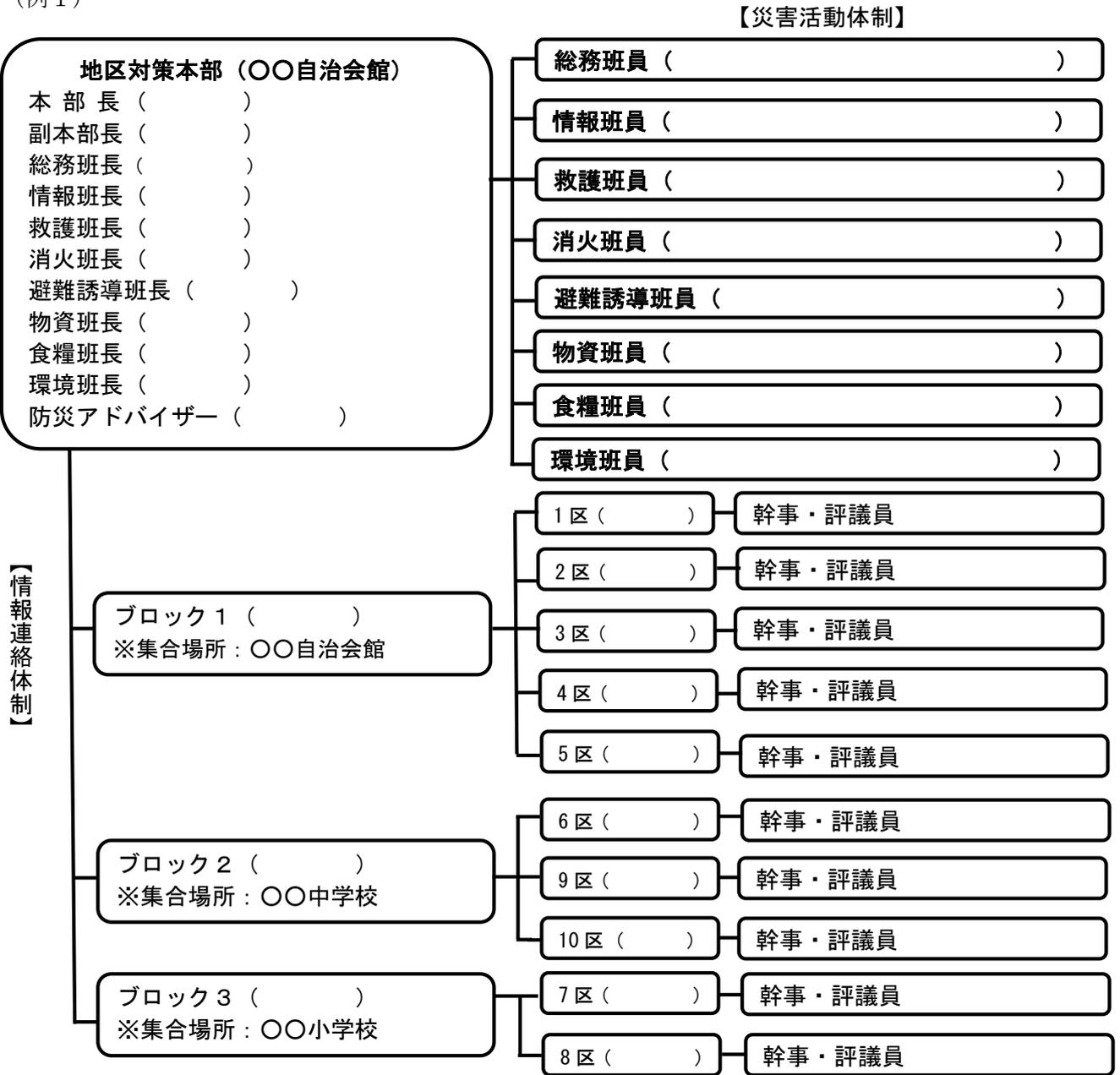
- ・震災時の活動体制は、地区対策本部各班の体制と情報連絡体制が考えられます。各班の体制は下表のように、平常時の活動内容も記載し、日頃の活動が災害時につながるようにすることが大切です。また、情報連絡体制も日頃の自治会等の連絡体制を災害時にも活用することが大切です。
- ・避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿等も活用し、日頃から個別避難支援プランを作成するようにしてください。
- ・各班には協力いただける専門家等の配備を検討してください。

表 地区対策本部の体制と災害時と平常時の活動内容例

地区対策本部 及び各班	活動内容	
	災害時	平常時
地区対策本部	地区の情報把握／活動方針決定／ 避難場所との連携	自治会活動と防災活動（防災訓練 等）の方針づくり
総務班	本部各班との連絡調整	年間活動計画の推進／自治会の庶 務及び経理／防災井戸の管理
情報班	地区の情報集約発信／避難場所と の情報伝達／市の情報の伝達	防災知識の普及啓発
救護班	被災者、負傷者、要配慮者の救援救 護	要配慮者の把握と支援体制づくり ／避難行動要支援者の個別避難支 援プラン策定
消火班	初期消火活動／消防車の誘導／防 犯も兼ねた安全パトロール	消火訓練等の実施
避難誘導班	地区内の救助、避難誘導活動	危険箇所等の点検把握／住民状況 把握
物資班	救援物資の受入、配布	防災備品の管理
食糧班	炊き出し／食糧・水の配布	行事の炊き出し
環境班	トイレ、ゴミの衛生管理	トイレ・ゴミ集積所の点検

表 災害時の組織体制例

(例1)



(1) 発災期（1日目）の活動体制

- ・地震発生当初は、地区の自治会の施設に地区対策本部を設置し活動します。
- ・地震が発生する時間によっては、あらかじめ担当人員を決めていても、地域にいるとは限りません。そのため、発災直後は、地域にいる住民が活動体制をつくります。
- ・組・ブロックは代表、補佐、情報担当等を決め、最優先される消火、救護の活動は全員で行います。各組・ブロックの安否情報は、速やかに地区対策本部に連絡します。
- ・地区対策本部は、本部長、副本部長、総務、情報、救護、消火、避難誘導、物資、食糧、環境の各班長を決め、安否確認等の情報をまとめ、消火や救護が必要な組・ブロックを支援します。
- ・情報班は、地区の安否情報を避難所に伝えるとともに、避難所との情報連絡を行います。

表 発災当初の地区対策本部体制例

本部長		副本部長	
各班担当	班長	班員	
総務班			
情報班			
救護班			
消火班			
避難誘導班			
物資班			
食糧班			
環境班			
防災アドバイザー			

※地区対策本部は上記の人員を配置しますが、発災当初は参集できた人員で体制をつくります。

(2) 被災生活期（2～3日目以降）の活動体制

- ・帰宅者の増加や活動に協力できる人員が増えることから、あらかじめ決めた体制に移行し、活動を行います。
- ・また、避難場所運営委員会との連携した体制をつくり、活動を行います。

図 被災生活期の活動体制例

<p>②ブロック：〇〇中学校避難場所運営委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>運営リーダー：</td> </tr> <tr> <td>副運営リーダー：</td> </tr> <tr> <td>総務班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>情報班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>救護班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>食糧班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>物資班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>環境班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> </table>	運営リーダー：	副運営リーダー：	総務班長：	班員：	情報班長：	班員：	救護班長：	班員：	食糧班長：	班員：	物資班長：	班員：	環境班長：	班員：	<p>① ブロック対策本部（〇〇自治会館）</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長：</td> </tr> <tr> <td>副本部長：</td> </tr> <tr> <td>防災アドバイザー：</td> </tr> <tr> <td>総務班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>情報班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>救護班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>消火班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>避難誘導班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>物資班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>食糧班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>環境班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> </table>	本部長：	副本部長：	防災アドバイザー：	総務班長：	班員：	情報班長：	班員：	救護班長：	班員：	消火班長：	班員：	避難誘導班長：	班員：	物資班長：	班員：	食糧班長：	班員：	環境班長：	班員：
運営リーダー：																																		
副運営リーダー：																																		
総務班長：																																		
班員：																																		
情報班長：																																		
班員：																																		
救護班長：																																		
班員：																																		
食糧班長：																																		
班員：																																		
物資班長：																																		
班員：																																		
環境班長：																																		
班員：																																		
本部長：																																		
副本部長：																																		
防災アドバイザー：																																		
総務班長：																																		
班員：																																		
情報班長：																																		
班員：																																		
救護班長：																																		
班員：																																		
消火班長：																																		
班員：																																		
避難誘導班長：																																		
班員：																																		
物資班長：																																		
班員：																																		
食糧班長：																																		
班員：																																		
環境班長：																																		
班員：																																		
<p>③ブロック：〇〇小学校避難場所運営委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>運営リーダー：</td> </tr> <tr> <td>副運営リーダー：</td> </tr> <tr> <td>総務班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>情報班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>救護班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>食糧班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>物資班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> <tr> <td>環境班長：</td> </tr> <tr> <td>班員：</td> </tr> </table>	運営リーダー：	副運営リーダー：	総務班長：	班員：	情報班長：	班員：	救護班長：	班員：	食糧班長：	班員：	物資班長：	班員：	環境班長：	班員：																				
運営リーダー：																																		
副運営リーダー：																																		
総務班長：																																		
班員：																																		
情報班長：																																		
班員：																																		
救護班長：																																		
班員：																																		
食糧班長：																																		
班員：																																		
物資班長：																																		
班員：																																		
環境班長：																																		
班員：																																		

(3) 復旧期（4日目以降）の活動体制

- ・さいたま市の被害想定調査では、さいたま市直下地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、ライフラインの復旧に要する日数は、電気・通信が概ね7～8日、都市ガスが概ね15日、上水道が概ね17日、下水道が概ね23日と想定されています。
- ・これらのライフラインの復旧状況や被災住民の生活状況、市の災害活動の状況も考慮しながら、各班の活動を縮小し、地区対策本部の廃止などを検討し、平常時の体制に移行していきます。

4 活動体制の検証訓練例

(大成二丁目自治会自主防災会の安否確認訓練の場合)

- ・大成二丁目自治会自主防災会では、検討した災害時の活動体制が、実際に可能か訓練により検証するために、安否確認訓練を行いました。
- ・休日の午前10時に震度5弱の地震が発生したとして、自治会の最小単位である各班の評議員(70名)が、担当班内の会員宅を回り、在宅の有無及び在宅者については状況確認等を行いました。
- ・状況確認を終えた各評議員は、本部のある大成町二丁目自治会館に、12時までに報告しました。
- ・対策本部では、報告内容をホワイトボードに記入し、集計を行い、その結果、訪問数は638軒、うち在宅が520軒、不在が118軒でした(在宅率81.5%)。
- ・訓練にあたっては、会長から会員に対して、「訓練日」「訓練時刻」「訓練内容」を記載した通知を回覧板で回すことで周知を図りましたが、評議員は回覧板だけでもスムーズに訓練に参加してくれました。
- ・自治会では評議員に毎年会費や赤十字募金の徴収を依頼しており、評議員も班内の訪問に慣れていることがスムーズにできた要因と考え、今後は年1回の安否確認訓練を評議員の役割とすることにしました。

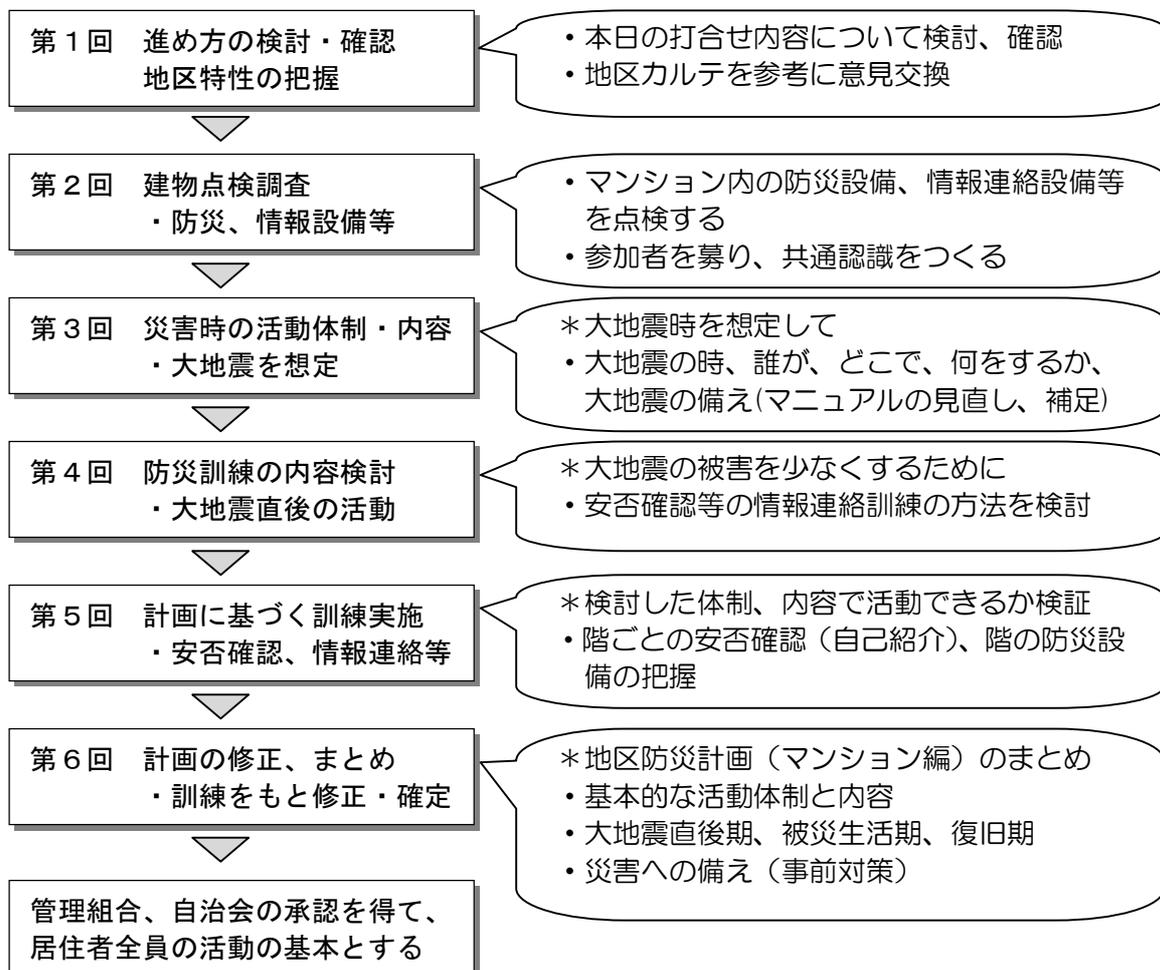


第2編 地区防災計画（マンション編）

1 地区防災計画（マンション編）づくりの進め方

- ・概ね6回の会議等で地区防災計画（マンション編）を進めます。
- ・まず、既存資料を参考に、マンションの立地する地区の現状、問題点を把握します。
- ・マンションの施設や防災設備の状況を把握するために、建物点検調査を行います。
- ・大地震や台風等の災害時に、地区にどんなことが起きるを想定し、自治会、自主防災組織がどのような体制で、何をするかを検討します。
- ・検討した体制、活動内容で行動できるか実証する訓練を行います。
- ・訓練の結果をもとに、活動体制、内容に修正を加え、災害への事前の備えも検討し、地区防災計画（マンション編）としてまとめます。
- ・居住者アンケートの実施を検討し、計画内容を充実します。
- ・策定経過は、ニュース等で居住者に知らせ、地区防災計画は、管理組合や自治会等の承認を得て、居住者全体の防災活動の基本として、防災訓練や災害時の活動に役立てます。

地区防災計画（マンション編）策定のフロー



2 調査の進め方

(1) 地区特性の把握

- ・市の資料をもとに、皆さんの住む地区特性を把握します。例えば、古い木造建物が多く、大地震の時、倒壊や火災が発生しやすい、台風の時浸水しやすいなど・・・。

(2) 建物点検調査

① 目的

- ・災害時に活用できる場所、情報設備等を把握し、活用方法を検討します。
- ・共有スペースや設備の性能や使い方等の建物の現状を把握し、災害時にあわてず行動できるようにします。

② 点検方法

- ・策定組織メンバーや関心のある住民を募りマンション内の必要な場所を点検します。
- ・建物点検は、現在の施設・設備の状況と災害時の活用を考慮し、次頁の建物点検調査シートにあらかじめ記入し、図面で現地を確認し現状を把握します。
- ・管理会社等と話し合い、点検が必要な場所や施設・設備の図面を用意し、点検ルート設定して行います。
- ・管理会社の建物及び設備担当者と一緒に点検し説明してもらおうと、役割分担等の共通認識できます。
- ・点検内容は、次頁の建物点検内容表を参考にマンションに応じた内容を設定します。

③ 点検結果

- ・点検結果は、だれが見てもわかるように、マンションの図面に整理して平常時の防災活動や災害時の活用を含め、地区防災計画（マンション編）策定の検討材料とします。

図 図面表示の例：「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き：埼玉県」

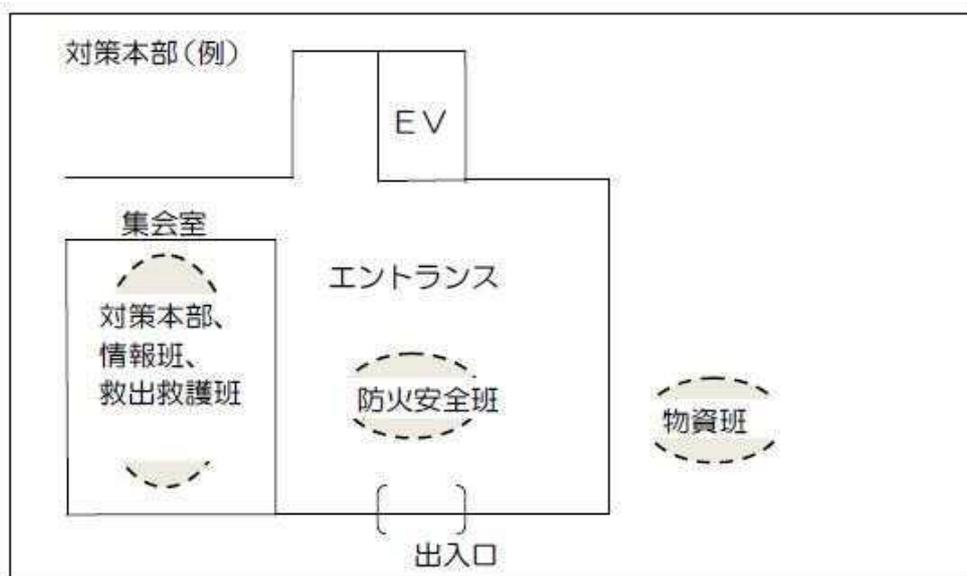


表 建物点検の内容

点検箇所（例）	場所（確認）	点検のポイント
管理員室・防災センター、受付等		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の管理員・防災センター要員との役割分担 ・各住戸、各階との連絡手段（平常時、災害時） ・職員の体制・勤務時間（平常時、災害時） ・機器の操作方法（マニュアルの有無）
防災倉庫 備品・備蓄品		<ul style="list-style-type: none"> ○利用ルール、必要な備品・備蓄品の確保、更新 ・備品・備蓄品の種類、内容、数量 ・鍵の管理、災害時の利用方法
給水：受水槽、高置水槽 排水：汚排水槽の容量		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の利用方法 ・受水槽の容量、水の利用方法 ・排水槽の容量、災害時に排水可能か
非常用電源		<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源による情報連絡機器の可能性 ・対象設備(非常用エレベーター、共用部分照明、情報連絡設備等)と稼働時間 ・燃料の容量、災害時の入手方法
階の設備		<ul style="list-style-type: none"> ○居住者が活用できる設備の把握 ・情報連絡設備、消火設備 ・防災設備の格納場所等
住戸の設備		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対処方法 ・情報連絡設備、消火設備 ・ブレーカー、ガス・水道元栓の場所・操作方法
共用部のスペース 会議室、サロン、ホール等		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の活用方法 ・対策本部、各班の活動場所 ・待避所（高層階の帰宅居住者、負傷者、要配慮者等の一時的な救護） ・各階の集合場所（居住者の安否確認や情報交換）
避難経路		<ul style="list-style-type: none"> ○火災からの避難、エレベーター停止時の移動 ・階及び建物の避難経路

3 災害時の活動体制

(1) 基本的な活動体制・内容

- ・震災時の活動は、「各階」の活動体制の確立と建物全体の活動を指示する「対策本部」の設置を基本とします。
- ・対策本部と各階が連絡をとり、活動を行います。
- ・大規模マンションの場合も活動は各階を基本としますが、情報連絡は複数階の情報をまとめて（拠点階の設置）、対策本部に連絡します。

① 活動体制

- ・「対策本部」と「情報、救護、安全、物資」の4班を設置して活動します。

② 活動人員

- ・各部署の人員は、建物の規模により人数を設定し、あらかじめ担当者を決めます。

③ 専門家の活用

- ・福祉や建築等の専門家がいる場合は該当する班に配置し、平常時の活動にも協力してもらいます。

④ 震災時の活動と平常時の活動

- ・震災時の活動は、平常時の管理組合、自治会の取組と連携して行うことにより効果を発揮します。そのため、対策本部および各班の担当者が、平常時の活動に参加し実践することを進めます。

⑤ 各班の構成

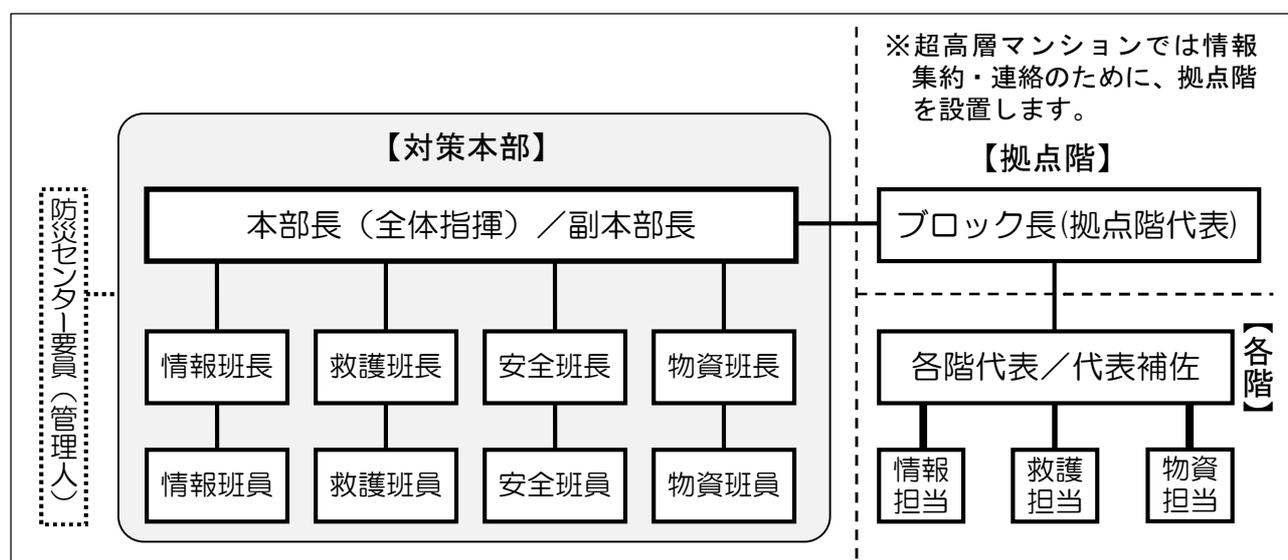
- ・「対策本部」は、本部長、副本部長及び各班長で構成し、対策本部の各班は、各階から人員を確保し、救護班および安全班は居住者の専門家を配置します。「各階」も同様の構成とし、対策本部の各班と連携して活動します。

⑥ メンバーの選出

- ・本部長、副本部長、各階代表及び各班長は、管理組合理事、自治会役員、策定組織委員や防災に関心のある方などから選びます。
- ・震災発生直後は、対策本部メンバーの不在も想定されることから、在宅者だれもが活動できるよう防災訓練等により地区防災計画の周知を図ります。

表 震災時の体制と活動内容（自治会の平常時の体制と合わせて検討）

部署	震災時の活動内容	平常時の活動内容
対策本部	活動全体の把握および指示 区、防災拠点と連携した活動の実施	防災活動（防災訓練等） の企画実施
情報班	居住者の安否等の情報収集、整理 避難場所運営委員会等、関係機関の情報収集 居住者への情報提供	防災に関する情報の提供 （管理組合・自治会の 広報）
救護班	要配慮者および負傷者等の救護、避難誘導 待避所（救護所）の開設、運営	高齢者の見守り等福祉 活動と連携した取組
安全班	建物・設備の安全確保 出入口の管理 建物内外の防犯活動（周辺自治会等との連携） 救護班、物資班への協力	地域の自治会と連携し た取組
物資班	備蓄品、飲料水、救援物資等の管理、配布 炊き出しの実施、周辺自治組織等と協力 ごみ集積場所の確保、管理	防災備蓄品の計画的配 備と維持管理



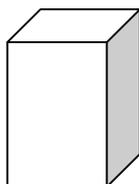
(2) 建物規模による情報連絡体制

- ・建物の規模、設備、入居者の状況に応じた体制をつくります。
- ・小規模住宅タイプ、大規模住宅タイプ別に体制を検討します。

建物規模別の情報連絡体制

【小規模住宅タイプ】（各フロア単位）

- ・19階程度以下
- ・管理人（定時）
- ・防災センターなし



【連絡体制】

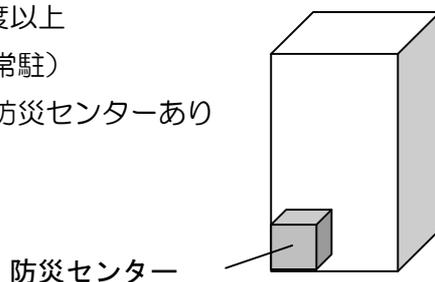
各階⇔対策本部

【連絡方法】

各階の情報を高層階から順番に下の階へリレーして連絡します。

【大規模住宅タイプ】（複数フロア単位）

- ・20階程度以上
- ・管理人（常駐）
- ・管理室、防災センターあり



防災センター

【連絡体制】

各階⇔拠点階（ブロック）

⇔対策本部

【連絡方法】

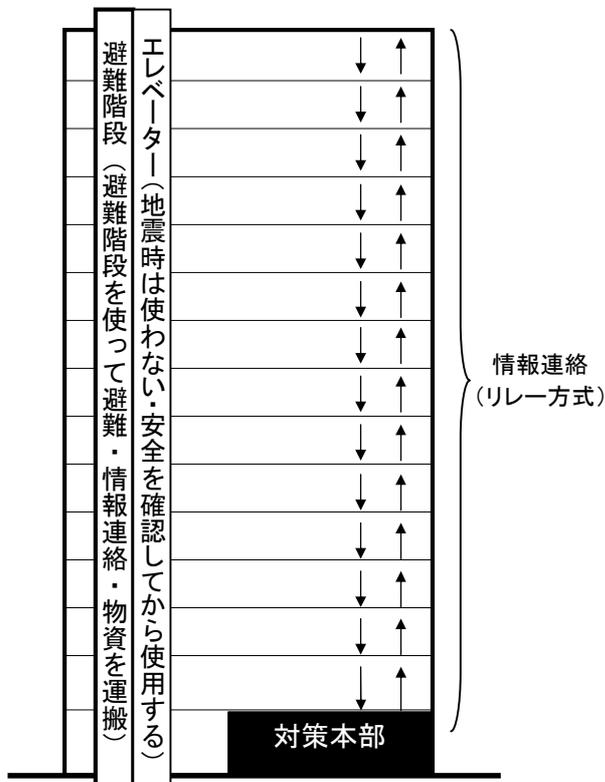
各階の情報を複数階でまとめ、情報連絡設備等を活用して連絡します。

大規模住宅タイプの建物では、エレベーターが使えない場合、高層階ほど移動が困難になります。また、階数が多い場合は情報量が過大となるため、複数階（例えば5階ずつ）の情報を一つのブロックとしてまとめ、情報連絡の拠点となる階（『拠点階』）から情報連絡設備を活用して防災センター・対策本部へ連絡します。

【ブロック及び拠点階の設定】

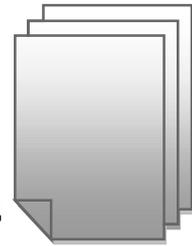
- ・ブロック内の住戸数（50戸程度）
 - ・上下階の移動のしやすさ（概ね2～3階）
 - ・非常時の情報連絡設備の配備
 - ・備蓄品の配備
- 等を考慮します。

① 小規模住宅タイプのマンションの情報連絡例



1. 各階の活動

- ① 各階で協力して、各住戸の安否確認をします。
- ② 「階別安否情報シート」に各戸の状況を記入します。
- ③ 避難階段を使い、リレー方式（下の階に渡す）により、「安否情報シート」を対策本部に届けます。



安否情報シート
(各階情報集約)

《口頭伝達・
情報シート》



《口頭伝達・
館内放送・
インターホン》

2. 対策本部の活動

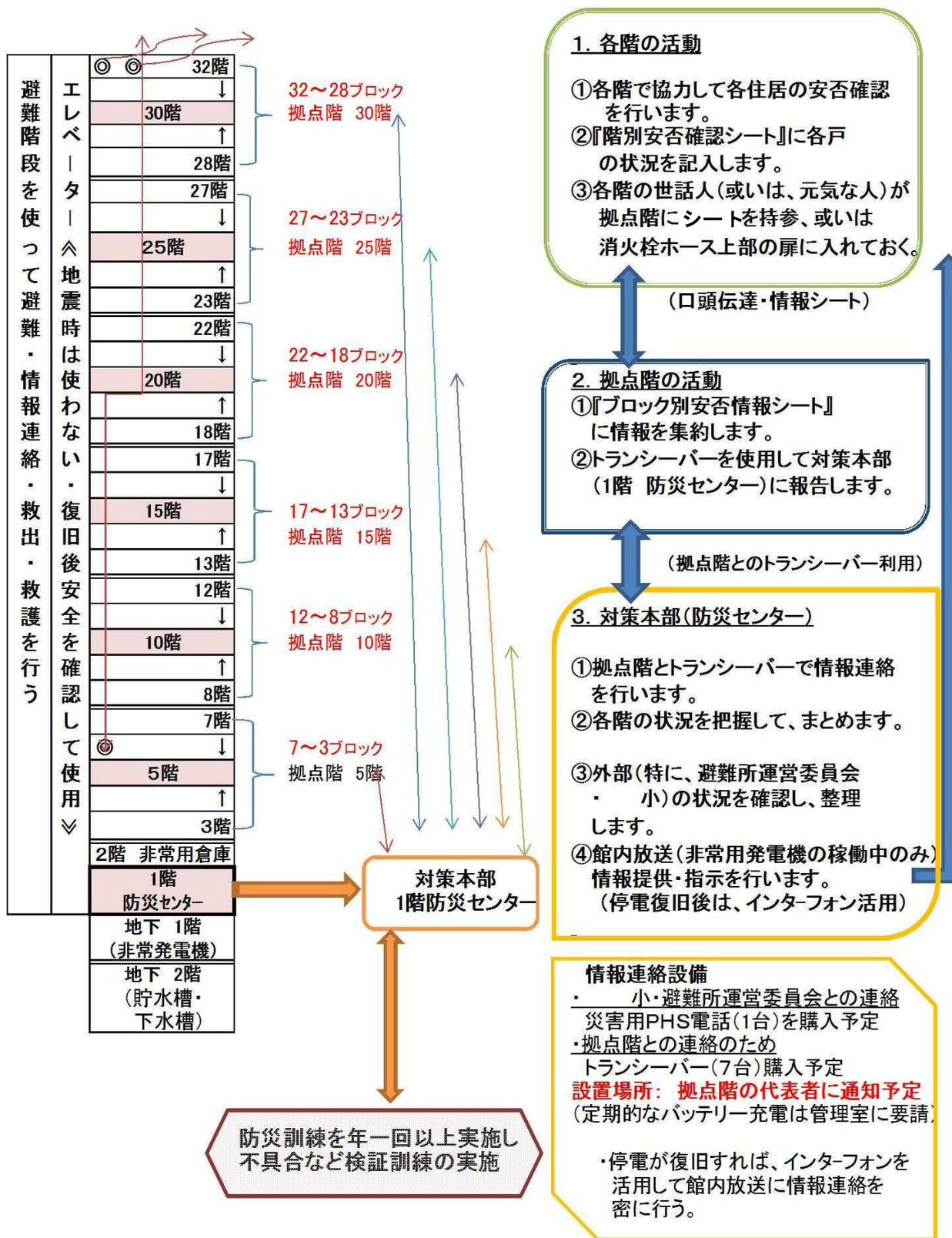
- ① 各階の状況を把握、整理します。
- ② 外部の情報を整理します。
- ③ 対応策を検討し、口頭により活動の指示や情報を伝達します。館内放送が可能であれば、放送により指示や情報伝達を行います。



状況把握、情報提供

② 超高層マンションの情報連絡体制の例：〇〇マンション

〇〇マンション安否確認システム



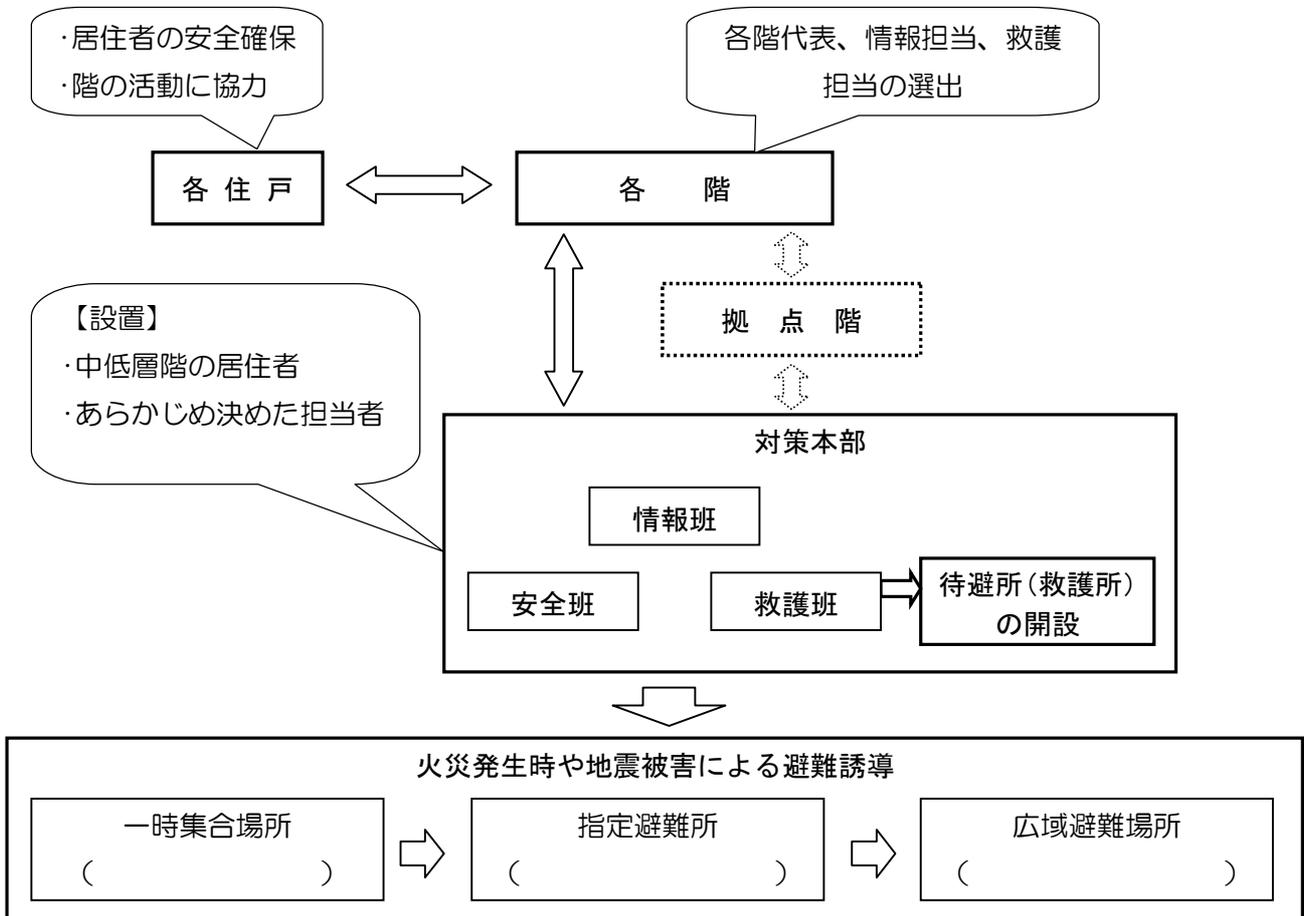
(3) 発災期（1日目）の活動体制

- ・建物全体を指揮する「対策本部」と、各階の活動体制をつくり、安全確保、安否確認、人命救助・救護を中心とした活動を行います。
- ・建物の規模、設備等に応じた連絡体制をつくります。

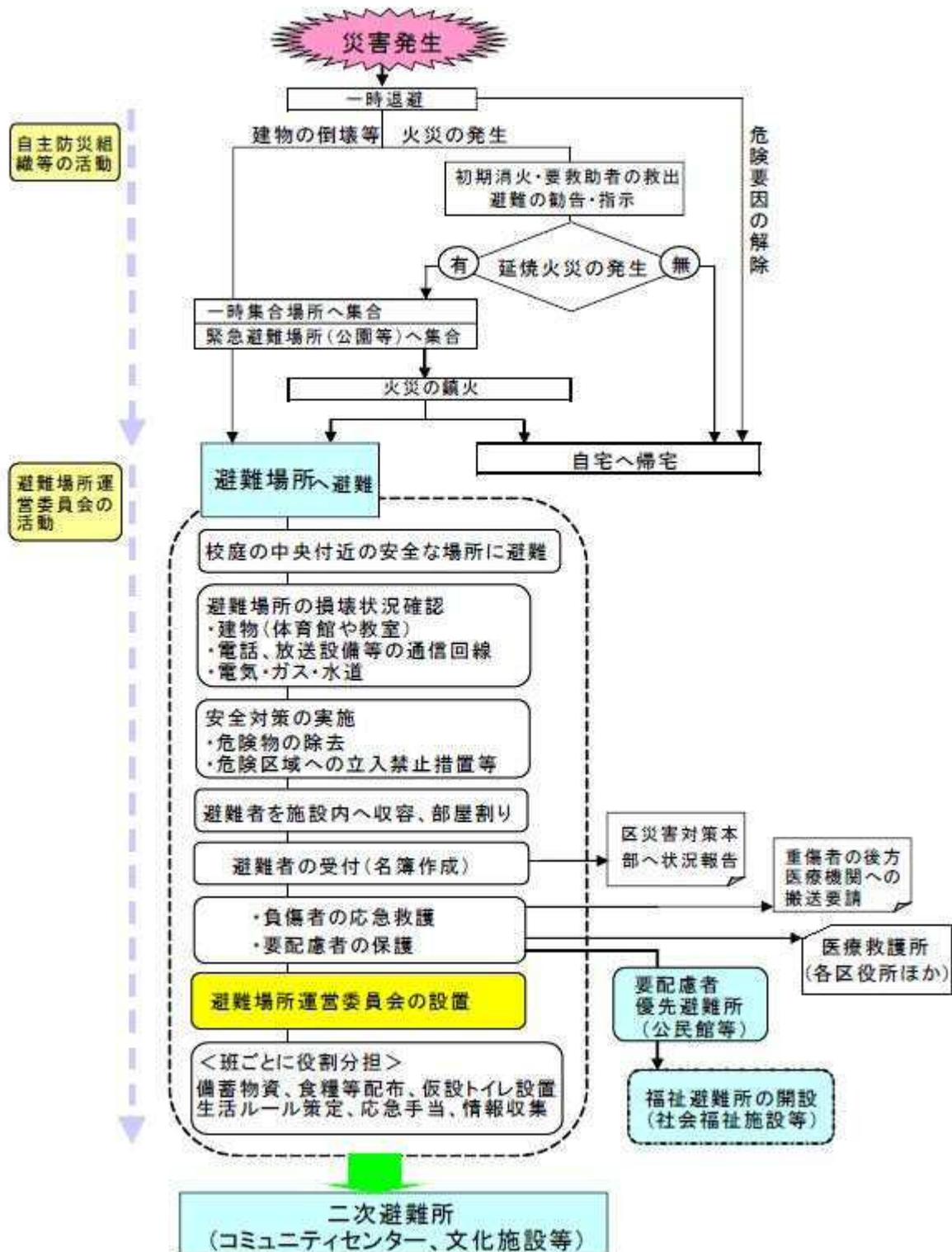
① 活動の基本

- ・発災当初は、建物にいる居住者が主体となって活動します。あらかじめ役割を決めていても、地震の時に、その担当者がいるとは限らないからです。
- ・夜間など、在宅の居住者が多い場合は、あらかじめ決めておいた担当者が中心となって活動します。
- ・対策本部は、中低層階の居住者が設置します。
- ・各階ごとで協力しあって活動を支えあう体制をとり、居住者の安否確認や救助・救護活動を優先して行い、「各住戸⇔各階（⇔拠点階）⇔対策本部」の連絡体制をつくり対策本部に情報を集約します。
- ・対策本部は、情報班が集約した情報を整理し、各階（拠点階）に必要な指示を行うとともに、救護班が待避所（救護所）を開設します。
- ・火災の発生や地震被害により在宅が困難な場合の避難のために、マンション近隣の一時避難所（自主防災組織等が設定）、指定避難所、広域避難場所を把握し避難誘導體制を検討しておきます（次頁図参照）。

発災期の初動体制



災害等発生時から避難場所までのフロー：さいたま市避難場所運営マニュアル



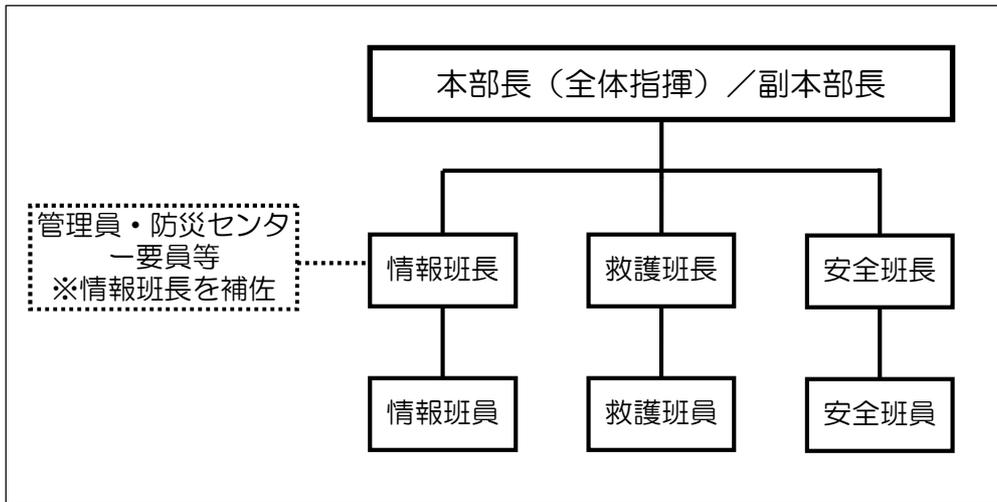
② 対策本部と各階の初動体制

- ・建物の規模や設備、居住者の状況（居住者数）により、震災時に必要な体制を検討し、役割内容を決めます。

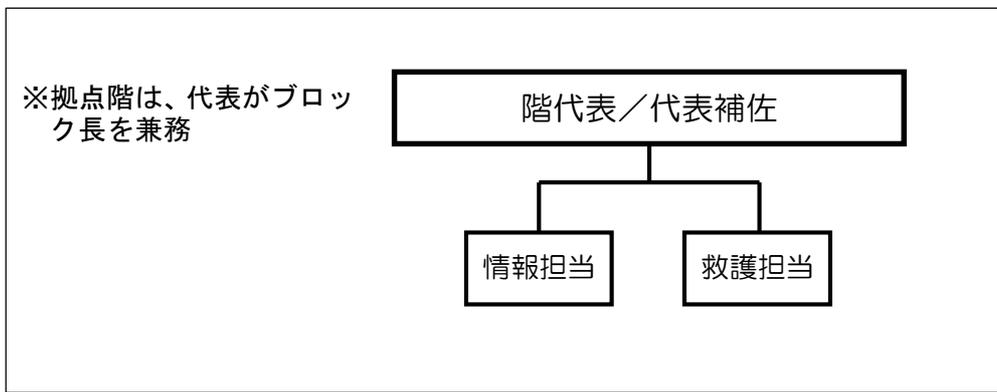
※各階の住戸数が少ない場合は、

- ア 細かい役割分担はせず活動
 - イ 上下階で協力して活動
- 等の工夫をします。

対策本部の基本的な初動体制



各階の基本的な初動体制



対策本部及び各階の初動活動の内容

対策本部		各階	
部署	初動活動の内容	部署	初動活動の内容
本部長	・活動全体の把握および指示	代表	・階全体の把握および指示
情報班	・居住者の安否等の情報収集、整理、伝達	情報担当	・階の安否確認、情報収集と連絡
救護班	・待避所（救護所）の開設、運営、誘導 ・各階の救助、救護支援	救護担当	・負傷者の救助、救護 ・待避所へ誘導
安全班	・建物設備の安全確認 ・出入口の管理		

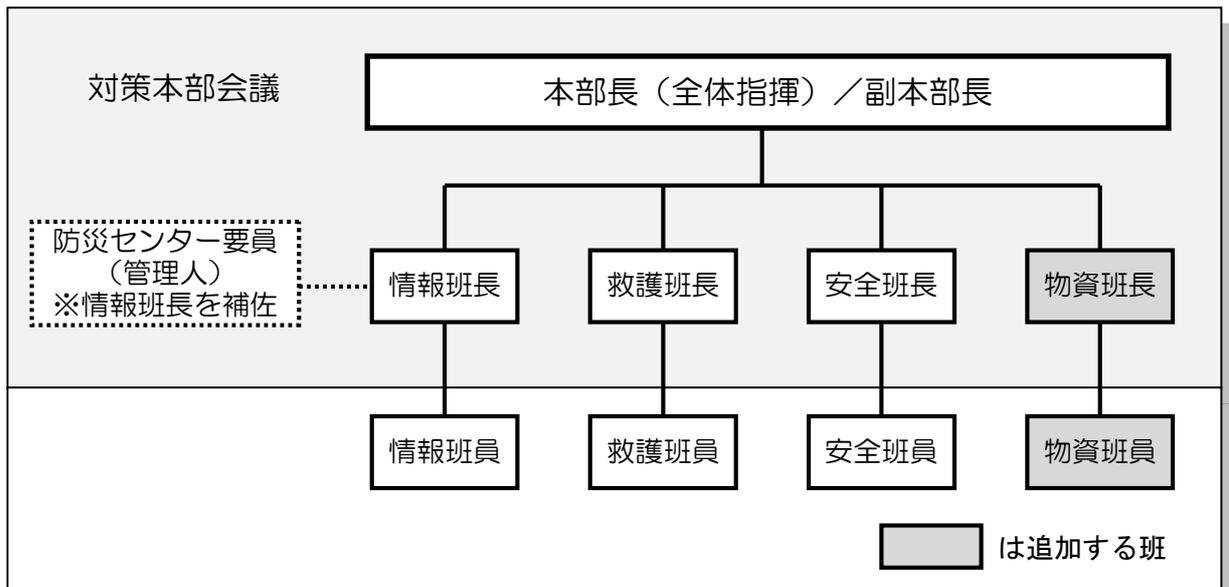
(4) 被災生活期（2～3日目以降）の活動体制

- ・発災当初の活動を引き継ぎ、安心できる被災生活を送るために、対策本部、各階の活動体制と内容の充実を図ります。
- ・外出していた居住者が帰宅するなど、在宅者が増えてくるので、あらかじめ決めていた災害時の体制に移行します。また、居住者に活動への参加、協力を呼びかけ、活動体制を充実し、被災生活を支援します。

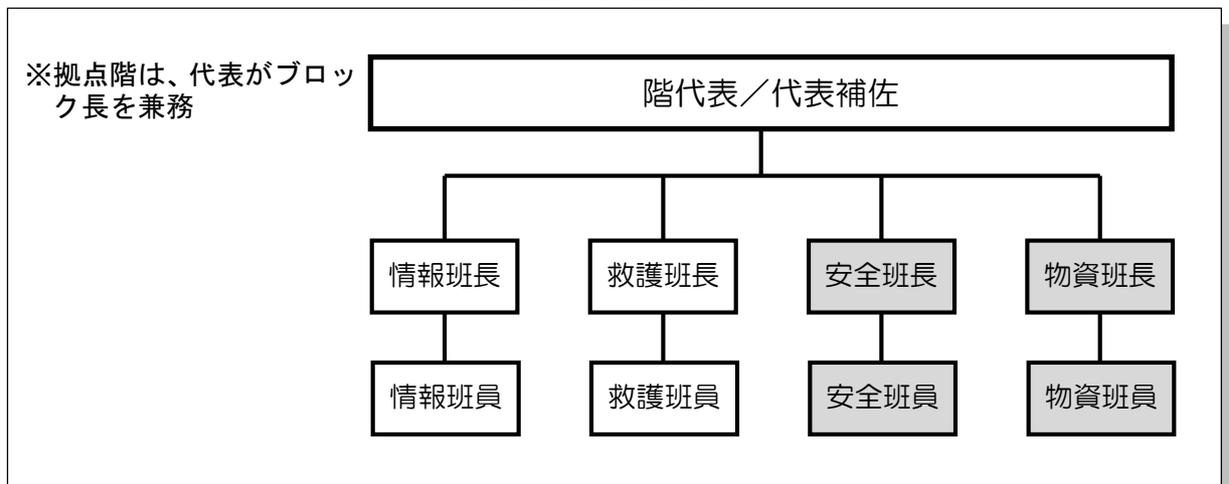
① 被災生活期の活動体制

- ・「(1) 基本的な活動体制・内容」で設定した活動体制と内容に移行するため活動人員を確保します。
- ・被災生活期は、物資の供給が課題となることから、対策本部、各階に物資班を設置します。
- ・必要に応じて、各階に安全班を設置します。

対策本部の活動体制



各階の活動体制

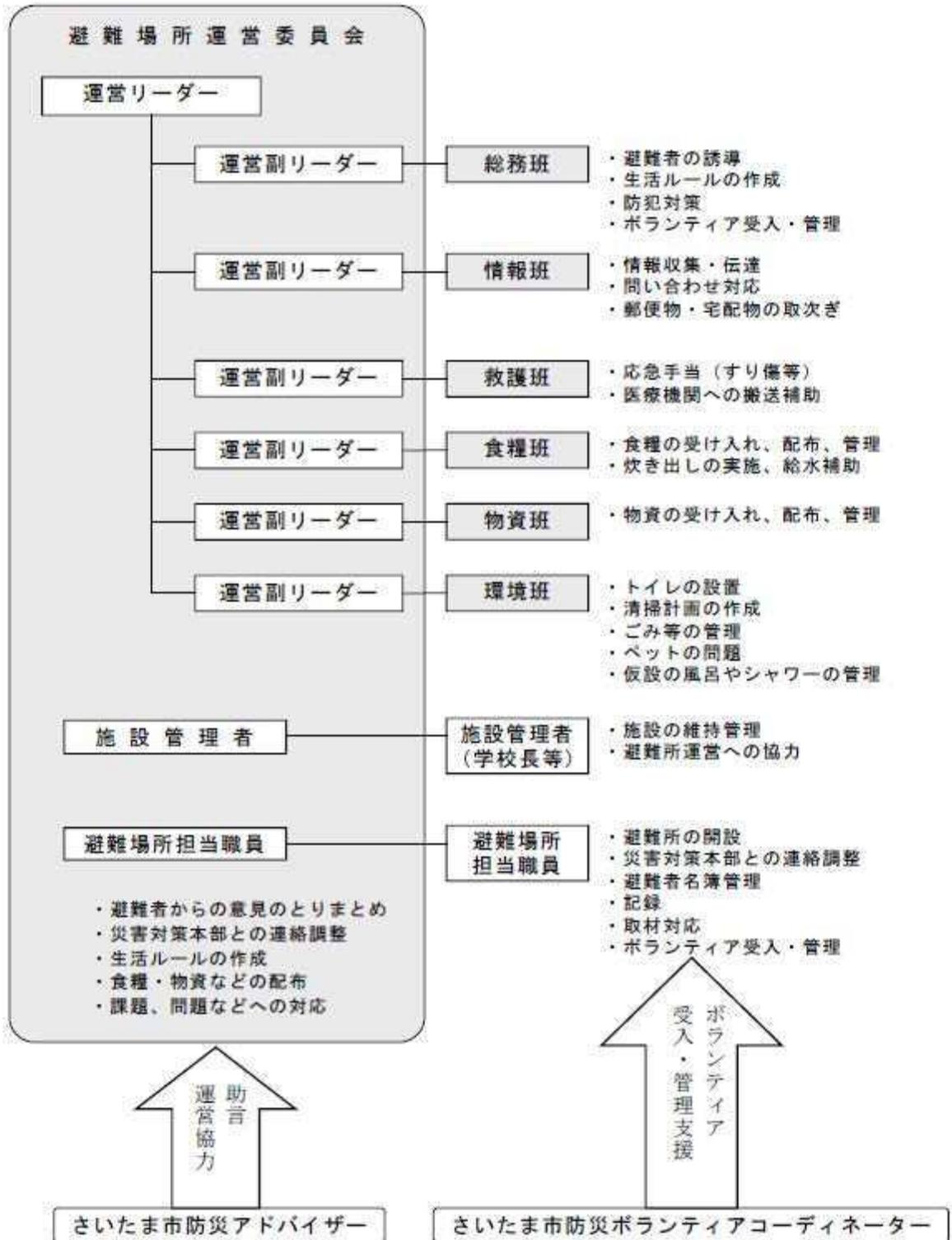


② 地域の自治会や避難場所運営委員会との連携

- ・さいたま市は、市内で震度5弱の地震が観測された場合には、小・中学校等の全ての避難所に避難場所担当職員が自主参集し、災害対策本部長の判断に基づき必要な避難所を開設し、震度5強以上が観測された場合には、全ての避難所を開設することになっています。

- ・避難所は、
 - 生活場所（自宅での生活が困難な方の一定期間の生活の場）
 - 備蓄物資の提供（避難者に対する食糧や毛布等の提供）
 - 健康面の確保（避難者の健康相談等の巡回サービスの提供）
 - コミュニティ（近隣住民同士で連帯感がわき、互い励まし、助け合い、効果的な組織活動の実施）の4つの機能を持ち、その運営は避難場所運営委員会が行います。
- ・避難場所運営委員会は、次頁の表に示すように、避難場所担当職員、施設管理者と避難場所近隣の自治会長や自治会から選出された者により構成し、避難所の避難者及び在宅被災者への支援を行います。
- ・そのため、マンションにおいても、所属する自治会や避難場所運営委員会を把握し、日頃から相互協力関係をつくっておくことが大切です。
- ・マンションの管理組合や個人が地域の自治会に加入している場合は、地域の自治会、自主防災組織の一員として、避難場所運営委員会の活動に参加します。一方、マンションの管理組合が独自に自治会や自主防災組織を設置している場合は、必要に応じて、組織として避難場所運営委員会の役割を分担します。

避難場所運営委員会の運営組織



(4) 復旧期（4日目以降）の活動体制

- ・さいたま市の被害想定調査では、さいたま市直下地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、ライフラインの復旧に要する日数は、電気・通信が概ね7～8日、都市ガスが概ね15日、上水道が概ね17日、下水道が概ね23日と想定されています。
- ・これらのライフラインの復旧状況や被災住民の生活状況、市の災害活動の状況も考慮しながら、各班の活動を縮小し、地区対策本部の廃止などを検討し、平常時の体制に移行していきます。

① 活動体制縮小の目安

- ・被害状況にもよりますが、高層住宅では、電力の復旧が1つの目安になります。電力の復旧でエレベーターが稼働することにより、人や物の移動が容易になり、活動が軽減されます。

② 日常生活への転換

- ・ライフラインの復旧状況、地域防災拠点及び市の活動状況により、対策本部を廃止し、管理組合による復旧、復興活動（建物被害の改修、居住者の状況把握や被災生活の支援など）を進めます。

各班の活動体制縮小の目安

班	内容
情報班	・全居住者の状況を把握し、災害対策上の対応が必要なくなった段階。
救護班	・建物内での救護、救助が完了し、待避所（救護所）が必要なくなった段階。
安全班	・出入口の管理と防犯活動は、管理会社（管理人）の通常管理体制が整った段階。
物資班	・必要量の物資が確保でき、エレベーターの稼働により、個人で管理することが可能となった段階。ただし、ごみ処理は継続して実施。
本部長 副本部長	・各班体制の状況を把握し、縮小、廃止を指示。 ・各班の活動が終了した時点で対策本部を廃止し、平常時の体制へ移行。

4 活動体制の検証訓練例

(S4-Tower 自主防災会の安否確認訓練の場合)

- ・マニュアルをもとに、平成28年2月27日(土)午後2時～2時30分に安否確認模擬訓練を実施、参加者は50名(36世帯)で全住戸(世帯)の13%でした。

安否確認模擬訓練の流れと課題：S4-Tower 防災模擬訓練総括資料

事前通知と当日の館内放送(2回繰り返す)により、拠点階(一部、集合場所を変更あり)に集合し自己紹介を行う

13時58分ごろ館内放送



エレベーター前に集合し、出席確認と自己紹介



見近な設備を見て、場所・使い方確認



ガス・マイコンメーター



水道の元栓



消火器の配置場所

参加者全員ロビーに集合



次回の課題

- * 次回は、フロア毎各フロア前に集合し、拠点階に移動していただく方式を検討
- * 館内放送1回目後、数分後に再度2回目の放送を行う。
- * 10月予定の消防訓練前に、2回目の安否確認模擬訓練を実施する。
その際には、1階に災害対策本部を立ち上げて、各拠点階のトランシーバーを使用しての情報伝達の訓練を実施する。
参加世帯数はチャレンジ目標として20%越えをめざす。
- * ガス・マイコンメーターの復旧方法は、6月の消防訓練時に東京ガスよりパネルを使用したデモを依頼する。
- * 参加票を提出しないで参加された方が8名おられたことから、今後参加票の徹底を図る。

第3編 共通編

1 災害への備え

(1) 各家庭の備え

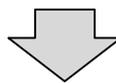
- ・地震発生時には、まず各家庭や個人が身を守ることが基本になります。そのためには、建物と部屋の安全対策を進めることが必要です。飲料水、食糧の備蓄については、最低3日分、できれば1週間分を用意しておく必要があります。
- ・各家庭の備えは、「さいたま市防災ガイドブック・高層マンション防災ガイドブック」の内容を計画書に転載したり、配布することで備えの普及を図ります。

(2) 自主防災組織・管理組合・自治会等の備え

- ・家庭と自主防災組織・管理組合等の備品、備蓄品の考え方を整理します（例えば、水、食糧等は家庭、家庭で備えられない救助備品等は自主防災組織等）。
- ・自主防災組織・管理組合等では、現在ある備品、備蓄品のリストを作成し、現状を把握します。
- ・今後必要な備品、備蓄品を検討し、補充する計画をつくり表にまとめます。

表 防災備品リスト

防災備品名	数量	防災備品名	数量
例：テント（大）	1		
例：防災移動炊飯器	1		



今後の配備予定

防災備品名	数量	防災備品名	数量

【参考】マンションの耐震化の促進

- ・昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物は、これまでの大地震で大きな被害を受けていることから耐震化が必要です。
- ・さいたま市では、旧耐震基準で建てられた共同住宅や長屋の耐震化の助成を行っていますので、該当するマンションはぜひ活用して、マンションの耐震化を進めてください。

さいたま市マンション耐震助成制度の概要

さいたま市共同住宅等耐震助成制度

さいたま市では、昭和56年5月31日以前に建てられた共同住宅や長屋の耐震化を支援します。

□ 耐震アドバイザー派遣(無料)

□ 耐震診断助成制度

■ 簡易診断 費用の2/3 最大 20万円/棟

・地震に対する安全性を簡易的に評価するもの及びそれを実施するための予備的な調査を行います。

■ 耐震診断 費用※の2/3 最大 5万円/戸

※「耐震化促進建築物」については、助成制度の内容が異なります。

※助成の対象となる耐震診断の費用は、共同住宅等の規模によって上限があります。

□ 耐震補強助成制度

■ 補強設計・工事の助成金の合計 最大 60万円/戸

〔設計:費用の2/3 (10万円/戸が限度)〕

〔工事:費用の1/2(延床面積(m²)×33,500円※×1/2が限度)〕

※耐火・準耐火建築物で、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の場合は48,700円

□ 建替え工事助成制度

■ 建替え工事 最大 30万円/戸(除却する建築物の住戸)

(除却する共同住宅の延床面積(m²)×33,500円※×23%が限度)

※耐火・準耐火建築物で、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の場合は48,700円

耐震補強工事を行った場合、所得税や固定資産税の減税措置もご利用いただけます。

(3) 要配慮者の把握（対策本部：救護班）

- ・民生児童委員、老人クラブとの協力や、アンケート等により要配慮者を把握します。
- ・市から提供される避難行動要支援者名簿も含めて、災害時の支援方法を検討し、自主防災組織会員に呼びかけ支援者を募り、要配慮者と支援者の相互紹介を行い、支援体制をつくります。
- ・アンケート等により、要配慮者リストを適宜見直し、状況を把握するようにします。
- ・SOSカード、避難介助情報カードなどを作成し、要配慮者支援に役立てます。

表 配慮者と支援者リスト

要配慮者名	住所・連絡方法 ・必要な支援内容	支援者名	住所：連絡方法

(4) 防災活動協力者の確保（対策本部：情報班）

- ・アンケートやコミュニティ活動を通して協力者を把握し、協力者は各班の活動に参加してもらいます。
- ・協力者の専門性、協力内容を考慮して、対策本部・ブロック等への協力をお願いしておきます。
- ・消防団の活動をPRし、団員を拡大し、団員には、対策本部の消火等の訓練や活動支援を依頼します

表 防災活動協力者リスト

協力者名	住所：連絡方法	専門・特技等	協力依頼

2 住民・事業所アンケート

- ・地区防災計画に、住民・事業所アンケート結果を反映できるとよいですが、期間中に困難な場合は、「3 今後の活動プログラム」に位置付けて行うとよいでしょう。
- ・アンケート結果は、要配慮者の把握と支援、協力者の把握と活動への参加依頼に役立っています。

(1) 住民アンケート調査

1) 目的

- ・災害時に必要な備えを知って、準備してもらうために行います。
- ・災害時に手助けが必要な人、協力していただける方を把握するために行います。

2) 調査内容例

【防災意識の啓発】

- ・家具類の転倒防止等の防災対策の状況
- ・防災設備、避難ルート等の認知状況

【居住者の状況把握】

- ・各住戸の人数、家族構成
- ・日中、夜間の居住者の在宅状況
- ・要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者など）
- ・災害時に協力可能な専門家（医師、介護関係等）
- ・マニュアルづくりや災害時の活動への協力者
- ・災害時に提供できるもの（井戸、空き地、救助工具等）

(2) 事業所等アンケート

平日の昼間は、地区には高齢の方や幼児を抱えた母親などの要配慮者が多いと考えられます。一方、事業所（事務所、作業所、商店等）には、若い従業員や災害時に使用できる機材があることも考えられます。そのため、お互いの状況を理解し、災害時に協力できる体制をつくるのが大切です。

1) 目的

- ・災害時に必要な機材、場所、人材の提供の可能性を検討します。
- ・アンケートを通して、地区防災計画の理解と協力を進めます。

2) 調査内容例

【災害時の協力内容】

- ・災害時に協力してもらえる人員
- ・災害時に提供できるもの（会議室等の場所、駐車場、資機材等）

【防災意識の啓発】

- ・災害時の備えや防災活動への協力意向

3 今後の活動プログラム

- ・地区防災計画づくりを通して、今後必要となる取り組みを検討してください。
- ・毎年度行う活動内容を記載してください（防災訓練等）。
- ・数年かけて行う計画を記載してください（防災備品の整備、要配慮者の把握、個別避難支援プランの作成等）

【毎年度の活動内容例】

防災訓練の実施

- ・どんな訓練をやるか相談して決める。
- ・地区の訓練実施と、市の訓練に参加する。

各家庭での準備

- ・家族の緊急時の連絡先を確認しておく。
- ・各家庭で必要な備品を備える。

【中期的な活動内容例】

防災備品の補充

- ・現在ある防災備品を再点検する。
- ・必要な備品について話し合い、何をどの程度準備するか決める。

各班の情報の把握

- ・高齢者の方、体の不自由な方など、災害時に援助が必要な方を把握しておく。
- ・災害時に協力してもらえる人を把握しておく。（消防団OB、電気・水道などの専門家、看護、介護経験者など）
- ・ブロック塀や石塀の現状をもとに、補強を呼びかけていく。
- ・消火栓など防災施設の場所に、障害物を置かないようにする。
- ・班やブロック毎に災害時の集合場所（住民が一時的に避難し、集まって情報交換する場所）を把握しておく。

【問い合わせ先】

さいたま市 総務局 危機管理部 防災課
防災企画係

〒330-9855 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1126

FAX 048-829-1978

メール bosaika@city.saitama.lg.jp